



常設委員会活動のご紹介【COP委員会】



◆COP（コード・オブ・プラクティス）委員会の歴史

COP委員会の前身は、平成7年4月日本ジェネリック製薬協会（GE薬協）の前身である医薬工業協議会（医薬協）における「医療用医薬品プロモーションコード」の制定を機に設置されたプロモーションコード委員会です。

平成24年国際製薬団体連合会（IFPMA）が「医薬品マーケティングコード」に代えて「コード・オブ・プラクティス」を策定したことに伴い、日本製薬工業協会（JPMA）も「コード・オブ・プラクティス」を策定したことを受け、GE薬協も平成26年4月より「GE薬協コード・オブ・プラクティス」を作成・施行し、同時にプロモーションコード委員会はCOP委員会に名称変更し、現在に至っています。

◆常設委員会への移行

プロモーションコード委員会では会員企業の医薬情報担当者の行動を含め、プロモーションに関する「広告作成ルール」の周知徹底等を行っていましたが、それに加えてプロモーションコードを含んだ「コード・オブ・プラクティス」は、製薬会社の役員・従業員、及び医療関係者や卸、患者団体等の関係も対象とされたことにより、本年（平成29年）4月より常設委員会に移行しました。

◆運営体制及び役割

初年度の当委員会は16社16名の登録があり、隔月で正副委員長会議、全体委員会を開催し諸活動を行っています。

平成22年にプロモーションコード委員会では「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」を策定し、会員企業の平成25年度分の医療機関への資金提供について、平成26年度から公開（JPMAは平成24年度分を25年から公表）しています。当委員会では各社の開示状況についても調査し、開示が遅れている企業へのサポート等を行っています。

また、プロモーションコード違反事案の対応だけでなく、「コード・オブ・プラクティス」や「広告作成ルール」、「医療用医薬品公正競争規約」などジェネリックメーカーを

取り巻くさまざまなルール等を会員会社へ周知徹底・浸透を図っています。

◆自主行動基準

GE 薬協ホームページにおいて「GE 薬協 コード・オブ・プラクティス」及び「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」を公開しており、各社がこれを基にコードを作成し運用しています。

また、本年度は JPMA が「コード・オブ・プラクティス」の一部見直しを行ったため、来年度は「GE 薬協 コード・オブ・プラクティス」の改訂を行う予定です。

◆教育・研修

会員会社の COP 担当者、広告作成担当者等を対象として、年 1 回 COP 研修会を開催しています。本年度は来年 2 月に JPMA 製品情報概要審査会の委員の方から「広告作成ルール」について説明を頂く予定です。また「医療用医薬品公正競争規約」についても違反事例などを紹介し、規約違反の未然防止、規約の遵守・徹底を行います。

◆今後の活動方針

「GE 薬協 コード・オブ・プラクティス」の改訂を行います。また近年、厚生労働省の広告監視モニター制度導入による医療用医薬品広告は、一段と厳格な審査が求められていることから、更なる「広告作成ルール」の周知を図り、同時に医療用医薬品公正競争規約の遵守・徹底、規約違反の未然防止にも努めていきたいと思えます。そのためには必要に応じて研修会の企画や会員各社への情報共有化などを積極的に進めていきたいと考えています。

以上